

関島社会保険労務士事務所便り

2022年
3・4月号

関島社会保険労務士事務所
 (ひがし東京中小企業者組合)
 社会保険労務士・行政書士
 関島 康郎
 〒125-0041
 東京都葛飾区東金町2-7-12
 電話：03-3609-7668
 HP: <http://www.srseki.info>



健康保険料率・介護保険料率が変更になります

3月分(4月納付分)より

	令和4年度		令和3年度
東京都	9.81%	↓	9.84%
埼玉県	9.71%	↓	9.80%
千葉県	9.76%	↓	9.79%
神奈川県	9.85%	↓	9.99%

	令和4年度		令和3年度
佐賀県(最高県)	11.00%	↑	10.68%
新潟県(最低県)	9.51%	↑	9.50%
全国平均	10.00%		10.00%
介護保険料率	1.64%	↓	1.80%

注1 介護保険料率(40歳以上64歳まで)は全国一律

注2 組合健保における保険料率は、各組合から通知されます。

注3 厚生年金保険料率は18.3%で変更ありません。

雇用保険 保険料率は4月と10月に引上げ

雇用保険料率は、雇用調整助成金等により積立金が底をつき、夏に衆議院選挙があるところから、これまでに例のない引上げ方法となっています。4月の引上げは、事業主分のみ

の0.05%(0.5/1000)引上げとなりますが、10月には更に0.4%(4/1000)引き上が予定されています。

一般の事業		現行		R4.4~9	R4.10~	建設の事業		現行		R4.4~9	R4.10~
雇用保険料率		9/1000	⇒	9.5/1000	13.5/1000	雇用保険料率		12/1000	⇒	12.5/1000	16.5/1000
内訳	労働者負担分	3/1000	⇒	3/1000	5/1000	内訳	労働者負担分	4/1000	⇒	4/1000	6/1000
	事業主負担分	6/1000	⇒	6.5/1000	8.5/1000		事業主負担分	8/1000	⇒	8.5/1000	10.5/1000

※労働者負担分は、賃金を支払う度に賃金支払総額(税・通勤費含む)から雇用保険料として控除します。

社会保険料の端数処理

被保険者負担分 50銭「以下」切捨てが原則

質問 従業員数名の会社です。このほど給与計算を担当することになりました。健康保険料等の社会保険料の端数処理は事業主と被保険者折半となっていますが、1円未満の端数はどのように処理したらよいですか？

健康保険等の準報酬額は1,000円単位の金額になっています。しかし、健康保険の保険料率は、1000分の98.1（令和4年度東京の場合）で折半率が1000分の49.05となっているように、折半額に円以下の端数が出るのが一般的です。

この場合、基本的な考え方は、「被保険者負担分の端数が50銭「以下」なら切捨て、50銭を「超える」なら繰上げる」のが原則です。

市販の給与計算ソフトであれば、このように処理されています。被保険者負担分については、50銭の端数が繰上げではないのです。

この原則は法律上、一般的処理方法である「四捨五入の原則」が、事業主側に適用されていることによります。

「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」の第3条で、「債務の弁済を現金の支払により行う場合において、その支払うべき金額に50銭未満の端数あるときは切捨て、50銭以上の端数があるときは1円として計算する。但し、特約がある場合はこの限りでない。」としています。

会社が賃金から保険料を控除して支払うとき会社が「弁済者」になります。会社負担分につき50銭「以上」の端数がある保険料を控除するときは繰り上げます。その結果、被保険者（労働者側）が支払うべき残りの金額は50銭「未満」になり、切捨てになります。

被保険者の立場に立てば、保険料が50銭「以下」なら切捨て、50銭「超え」なら繰り上げになるということです。

但し、円未満の端数はすべて会社負担とするなど、賃金規程等に定めるなどの特約があれば、これ以外の処理方法も可能です。

しかし、労働者側が不利の扱いになると問題となりますので注意が必要です。



賃金が0.4%下がったので年金も0.4%引き下げ

厚生労働省は1月21日、令和4年度の年金額改定で新規裁定及び年金受給者の年金額を0.4%引き下げると発表しました。

年金額改定の指標は次の3つです。

- ①物価変動率は、▲0.2%
- ②名目手取り賃金変動率は▲0.4%
- ③マクロ経済スライド調整率は▲0.3%

この場合、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合には、賃金変動率により改定されることとなります。

「名目手取り賃金変動率とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率、可処分所得割合変化率で調整したものです。令和4年度名目手取り変動率(▲0.4%) = 実質賃金変動率(▲0.2%) + 物価変動率(▲0.2%) + 可処分所得割合変化率(0.0%)。

◆賃金低下に合わせた年金改定ルール

平成16(2004)年、「100年安心」という年金制度改正では、賃金が物価ほどに上昇しない場合には、物価変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルールが導入されました。しかし、賃金と物価がともにマイナスで賃金が物価を下回る場合には、物価に合わせて年金額を改定し、

また、賃金のみマイナスの場合には、年金額を据え置くこととしていました。

ところが、平成28(2016)年の年金制度改正で、この規定を改め、賃金が物価を下回る場合には、賃金に合わせて年金額を改定するルールに変更。令和3年4月に施行されました。そして、この4月からの年金額には「賃金が下がったので年金も引下げる」というルールが適用されました。

◆マクロ経済スライドとは

一方、マクロ経済スライド制度は、平成16年の年金制度改正で導入されたもの。公的年金被保険者と平均余命の伸びに基づいてスライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するという制度です。

令和4年度マクロ経済スライド調整率(▲0.3%)は、令和3年度繰越分(▲0.1%) + 令和4年度調整率(0.2%)。

今後、賃金や物価が上がっても、0.3%分は改定率から控除されます。

多くの年金受給者にとってみれば、これら年金減額制度は極めて難解であり、理解し難いものといえましょう。

令和4年度新規裁定者(67歳以下の方)の年金額例

	令和3年度(月額)	令和4年度(月額)
国民年金 (老齢基礎年金=満額:1人分)	65,075円	64,816円 (▲259円)
厚生年金(※) (夫婦2人分の老齢基礎年金含む標準的な年金額)	220,496円	219,593円 (▲903円)

※平均的収入(平均標準報酬43.9万円=賞与含)で40年間就業した場合、夫婦2人が受け取り始める年金額

●7割の企業が「従業員増やす」と回答

内閣府が3月1日に発表した「令和3年度 企業行動に関するアンケート調査」によると、今後3年間に雇用者を増やす見通しの企業の割合は70.1%（前年度調査 59.7%）で過去最高となった（製造業 67.0%（同 51.7%）、非製造業 72.9%（同 66.4%）。業種別では、「機械」、「化学」、「保険業」、「建設業」などで高い割合となった。（3/2）

●雇調金特例を6月末まで延長へ

厚生労働省は、雇用調整助成金のコロナ特例について、3月末までとしていた期限を6月末まで延長する方針を表明した。5月末まで延長する方向で検討していたが、夏に行われる参院選への影響を危惧する与党から延長を求められ、1カ月延長された。施行にあたっては今後の省令改正が必要となる。（2/26）

●コロナ禍で有効求人倍率が3年連続下落

厚生労働省は、2021年平均の有効求人倍率が1.13倍で、大幅に悪化した前年を0.05ポイント下回り3年連続で低下したと発表した。同省は、新型コロナウイルスの感染拡大で経済状況が悪化した影響が続く一方で、新たに仕事を求める活動は活発化したことが低下につながったと分析している。なお、総務省が発表した2021年平均の完全失業率は、横ばいの2.8%だった。

●パーマ剤かぶれ 労災認められやすく

厚生労働省の有識者検討会で、ヘアカラー剤などに含まれる化学物質が原因となる皮膚障害を業務上疾病と認める報告書案が了承され、理美容師がヘアカラー剤などの使用で皮膚炎を起こした場合、労災と認められやすくなる見通しとなった。今春以降をめどに別の検討会でも議論し、正式決定の見通し。（1/25）

●事業復活支援金が申請開始

経済産業省は、コロナ禍で深刻な影響を受けた中小企業等を支援する事業復活支援金の受付を1月31日から始めると発表。対象は、2021年11月から2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者。給付額は、中小企業で最大250万円、個人事業者で同50万円。（1/25）

●失業給付 最大3年留保の特例

厚生労働省は、失業手当の受給期間を最大3年間留保できる特例を設ける。離職後に起業して離職後1年間とされている失業手当の受給期間が過ぎ、短期で廃業しても満額受給できなくなる事例が多かったため。起業した会社の廃業後、求職活動を行うことを条件とする。13日の労働政策審議会で同改正を盛り込んだ雇用保険法などの改正案の要綱が示され、通常国会に提出される。（1/14）

●賃上げ企業を入札で優遇

政府は2022年度から、賃上げを行う企業を公共工事や物品調達などの入札で優遇する。落札業者を決める際に価格以外の「技術点」を加点する。大企業では全従業員の平均給与を3%以上、中小企業では給与総額の1.5%以上、前年度か前年に比べて増やすことが条件。賃上げ率の算定には、ベースアップだけでなく賞与も含む。（1/8）

